

会議名 第17回豊島区基本構想審議会

詳細 - 長期計画担当課 電話03 - 3981 - 1111 内線2181・2

附属機関又は 会議体の名称	第17回豊島区基本構想審議会	
事務局（担当課）	長期計画担当課	
開催日時	平成16年11月4日（木）18:30～20:45	
開催場所	生活産業プラザ8階 多目的ホール	
出席者	委員	森田朗（東京大学教授） 金井利之（東京大学助教授） 渋谷秀樹（立教大学教授） 恒吉僚子（東京大学助教授） 宮崎牧子委員（大正大学助教授） 四阿知子（一般公募） 伊藤榮洪（教師） 粕谷一稀（評論家） 水島正彦（助役） 今村勝行（収入役） 二ノ宮富枝（教育長） 高橋明宏（一般公募） 三井菜摘（一般公募） 小林ひろみ（区議会議員） 木下広（区議会議員） 本橋弘隆（区議会議員） 以上出席者16名（敬称略） 欠席者4名
	幹事	政策経営部企画課長、同財政課長、同行政経営課長、同広報課長
	その他	政策経営部長、総務部長、区民部長、商工部長、清掃環境部長、保健福祉部長、池袋保健所長、土木部長、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、区議会事務局長、政策経営部施設再構築・活用担当課長
公開の可否	公開 傍聴人 0人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	案件 1. 開会 2. 議事 (1) 新たな基本計画策定の考え方について (2) その他	

1. 開会

事務局： 只今より第17回豊島区基本構想審議会を開催いたします。本日は、P委員、N委員が途中で退席されるとの連絡をいただいております。それでは森田会長、よろしく申し上げます。

2. 議事

(1) 新たな基本計画策定の考え方について

(2) その他

森田会長： 本日は大変お忙しいところご出席いただきありがとうございます。審議会の全体会は6月の開催以来となり、しばらく時間が経っているが、よろしくお願ひしたい。本日の議題は、まず基本計画策定について、区からこれまでの策定方針を変更したいという申し出があったので、この件について、冒頭に水島委員から説明をいただき、その上で委員から意見をいただきます。新しい状況が発生したとのことである。それでは水島委員お願いいたします。

水島委員： 本日は第17回基本構想審議会にお忙しい中、出席いただきありがとうございます。また、日ごろより区政全般にご高配をいただき、ありがとうございます。さて、審議会の貴重な時間をお借りし、恐縮でございますが申し上げねばならないことがございますので発言をさせていただきます。基本計画策定にあたり、区として方針の変更をせざるを得ない状況になった点について私から説明をさせていただきます。この度、基本計画の前提となる今後の財政収支見通しを算定したところ、きわめて厳しい状況が明らかとなった次第である。具体的に申し上げますと、基本計画の計画期間の前半期となる平成17年度から21年度の財政収支見通しが5年間で約370億円の財源不足が生じるということになった。本区では、これまで平成13年度から今年度まで財政健全化計画により収支均衡を図る取り組みを行い、歳出抑制と歳入確保をあわせ、143億円の健全化対策を実施してきた。またこの間、実人員で300人を超える職員の削減も行ってきたところである。しかしながら、増加し続ける義務的経費、これは生活保護費などの補助費といった経費や、国民健康保険会計、介護保険事業会計へ一般会計から繰り出す繰出金の影響もあり、結果として財政健全化計画の目標である収支均衡を図るまでは至らず、財政の構造的な改革を行うことはできなかった。こうしたことを踏まえ、新たな行財政改革への取り組みを始めたところである。こうした背景から、基本計画の策定にあたっては、これまで想定していたような「施策ごとの計画事業を選択して財源の裏づけを持った計画にする」ことはきわめて厳しい状況となっている。そこで基本計画の策定にあたっては、参考資料として配布している「施策の方向」までにとどめ、事業量や事業費を盛り込む計画事業は持たない計画とする、あるいは、計画事業の大幅な絞り込みを行い、基幹的な事業のみを選択することが必要

と思われる。この点について、改めて委員各位の意見をいただき、基本計画の策定方針について決定をいただきたい。委員各位の理解をお願い申し上げます。以上である。

森田会長： ありがとうございます。只今の話にあったように、基本計画の前提になっている財政の見通しを大幅に修正せざるを得ないという状況が発生したということである。そのために計画策定方針そのものが、かなりの変更を余儀なくされるのではないかとということである。これについて審議いただきたいということで今の話があった。続いては、具体的に本日の資料として、財政収支見込みの資料が用意されているので、財政事情がどう変わったのかを事務局から説明いただきたい。よろしく願いいたします。

事務局： <資料17-1に基づき説明>

【補足】

- ・ 財政収支見通しの策定に当たっては、三位一体改革の動向や平成18年度に予定されている都区財政制度の見直し等については考慮していない。また、平成17、18年度における職員の採用は実施しないものとしている。

森田会長： ありがとうございます。当初から財政状況は厳しいということをおある程度認識し、前提とした中で、これからの長期計画をどう策定し、豊島区としてどのような施策を実施していくかということをお基本計画の課題として検討してきた。しかし、前提になる財政収支状況が説明にあったような状況になり、これまでの基本計画のあり方について大幅な見直しをせざるを得ない、見直しをしていただきたいと、事務局を含め、水島委員からの要望があった。これについて、この収支見通しそのものについての問題点も含め、意見を承りたい。自由に発言をしていただきたい。本日の課題は、まずどういう状況であるかという認識を共有することであり、その後は基本計画のあり方、これからの審議会の審議の方向について意見をいただきたい。基本計画策定において、財政状況が厳しいというのは前提として進めてきたが、これまでの基本計画のあり方の大幅な見直しが必要という結果となったとのことである。

P委員： 知人の通夜があるので7時過ぎには失礼させていただき予定であるので、最初に確認をさせていただく。基本構想審議会を立ち上げた時に、区で策定した豊島区基本構想審議会条例と今回の方針変更はどのような絡みになるのか。

事務局： 豊島区基本構想審議会条例は、平成14年7月9日に議決をいただいている。審議会については、「基本構想及び基本計画を策定するため、区長の附属機関として審議会を置く」という規定になっている。また所掌事項は、「区長の諮問に応じ、基本構想及び基本計画の策定について必要な事項を調査審議して答申をする」という内容になっている。また、委員の任期は、審議会が

第2条に規定している先ほど申し上げた所掌事項を答申したときに満了するという内容になっている。基本計画との絡みは以上である。

P委員： 条例では、今回審議している基本構想や基本計画が10年スパンである、25年スパンであるといった詳細な規定はしていないのか。

事務局： 年限の規定はされていない。

P委員： 基本構想、基本計画を決める段階では、いわゆる予算の裏づけのついた計画を最終的に策定していくという方針で審議をしてきており、分野別の体系や施策の方向については大体固まってきている状況である。そして、基本計画の根本となる財源配分等について、具体的な取り組みはどうやっていくかという段階にきたのではないかと。先ほどの水島委員の話では、ここに来て、財政状況が厳しいので方針転換するということであったが、今まで審議してきた計画の体系があるなかで、今後の審議の方向性はどのようにするのか。今の体系からピックアップしていくのか。この辺りの考えについて、もう少し説明をいただきたい。

水島委員： 先ほど発言した通り、これまでは施策ごとに計画事業を選択して、財源の裏づけを持った計画とすることを想定していた。これが具体的にどういうことなのか、事務局から説明させていただきたい。

事務局： <参考資料に基づき説明>

これまでの審議会における基本計画策定についての事務局の考え方を説明させていただく。参考資料には豊島区基本計画の分野別体系が記載されている。例えば、「すべての人が地域で共に生きていけるまち」が分野別の体系であり、これが大きく7つの柱になっている。その下に「地域福祉の推進」といった政策が23ある。その下に「福祉コミュニティの形成」といった施策の方向が66ある。これまで事務局としては、「 」、「 」といった施策の方向レベルでおおむね一つずつ計画事業の選定をし、10カ年間の事業量・事業費を算定し、それを取りまとめたものを財源の裏づけしていくという考え方で進んできた。しかしながら、先ほどの財政収支見通しの資料でも説明したが、平成17年度には事務事業の休廃止、見直し等で10億円を超える財政支出の抑制を行わなければならない状況の中で、すべての計画事業が財源の裏づけを持つことはかなり厳しい状況であるということである。もちろん、当審議会が計画事業を選定することはできるが、その計画事業を計画どおり進捗するための財源の裏づけを100%担保することは難しい状況ということである。

Q委員： これまでの審議で、基本計画の指針のレベルまでは議論できた。そして、これからは、これらにぶら下がる施策を一つ一つやっていくという段階である。私が考える本来の計画というのは、計画期間の目標数があり、これに対する

毎年の事業量を明らかにするものである。しかし、これまで森田会長から何度も指摘があり、また、当初の審議会資料にも記載されていたが、指針だけでは、絵に描いた餅になるので、財源の裏づけを考えていくべきであるということで、これまで議論してきた。しかしながら、先ほどの水島委員の話では、財源状況が大変なので計画事業ごとの財源の裏づけが難しく、施策の方向までの記載とするか、それとも計画事業の絞り込みをするかと各委員に投げかけられた。しかし、前者では、基本構想を少し具体化しただけのものになってしまい、これで計画を策定したというのでは問題があるのではないか。また、後者の計画事業の絞り込みについては、その前提となる 10 年スパンでの計画事業の個別積み上げは実施しているのか。

事務局： まだ実施していない。

Q委員： 今回の答弁では、新しいことはもう全然できないと諦めてしまっている感じがする。仮にできないものがあっても、全部やるとしたらどのくらいになるという資料があってしかるべきではないか。そういうものがなければ絞り込みも、財源の裏づけもできないのではないか。

水島委員： 計画事業を計画期間内にどのように表すかという話であるが、こうした場合の計画事業の説明としてよく使われるのが、公園や特別養護老人ホームなどの施設建設の話である。例えば、公園は 23 区で 1 人当たりの公園面積が最低であるので、計画期間内にある一定の公園面積を増やすというのが計画である。毎年、公園用地を何平米購入し、購入した翌年に整備をしていくという計画を策定すると、自ずから毎年の用地買収費や整備費が算定される。また、特別養護老人ホームについても、現在待機者が何人いるので、これを計画期間の中で解消するためには施設が何カ所必要という話になり、これを計画化すると、当然整備費が算定される。そして、それを年度ごとの各事業におろすと毎年度の事業量が算出され、その合計が計画期間内の事業量となる訳である。しかし、計画を財源の裏づけを持って示すと、既に毎年度このような財源不足がある中では、さらにあれもこれもと事業を盛り込むことはできなくなる。手元の資料では、今私が申し上げたような公園整備や特別養護老人ホーム整備というものは投資的経費として示されるものである。平成 17 年度では 80 億 300 万円、18 年度が 80 億 7,200 万円、19 年度は 119 億円、次は 84 億円、65 億円と計上されている。この中には統廃合に基づく学校整備など、既に計画化されているものは盛り込まれている。それ以上の事業が盛り込めない状況にあるということである。つまり、全く盛り込めないということではなく、一定のどうしてもやらなければいけない部分については歳出として事業の中に織り込まれているということである。各計画事業の予算のむだ遣いを見直せば実施できるかどうかというのは別の議論が必要であ

るが、私が申し上げているのは、先ほどの事務局の説明では何となくわかりにくいと思ったので、部分的なことも含め説明させていただいた。

A委員： 水島委員の説明では、つまり、財源不足があるので新たに計画事業は何も盛り込めないのかということではなく、既に支出されているものが同時に計画事業になる可能性もあるということである。私もこの資料を拝見したときにおそらくそうであろうと思っていた。今まで実施しているものが、全て計画に値しないような、全然施策の方向と無関係なものであり、計画事業の全てが新規事業であるということはありません、今までのものも施策の方向に関係するものであることは想像できた。しかし、区側が計画事業として出そうと思っていたものが66程度あるということであるが、これはまだ提案していただけていないので全貌がわからない訳である。また、66の計画事業として区側が積み上げようと考えていた事業は幾らくらいあったのか。それが良いか悪いかはまた別途議論が必要であるが、少なくともまずどれくらいあったのか。それから、その事業のうち何がこの財政収支見通しの推計でカウントされていたものなのかという具体的な資料がないと、一体どういう関係になっているのか全くわからない。正直にいうと、資料不足と言わざるを得ない。財源不足であることは当初から伺っていたが、それだけではなく、夢もないといけないということで、財源不足が前提であるが、いろいろ考え、審議してきたわけであり、これらに計画事業がぶら下がるという前提でここまで来たわけである。ところが、突然「できない」と言われた。これはこれでおかしな話であるが、水島委員の話では、すべて実施することはできないが、どこかには実施できるものもあるだろうということである。今回の方針転換はそれ自体はわかるが、説得力のあるエビデンスが欠けている。つまり、66の計画事業を積み上げると幾らくらいになり、このうちひょっとしたら絞り出せるかもしれない予算は幾らくらいあるということがわからないと、今後どうしていくべきかという話にならない。本当に無い袖は振れないということであれば、P委員が指摘したように、計画しても仕方ないので財源が現れるまで待つことになる。幸いにも、豊島区基本構想審議会条例には、期限の類が書かれていないということであるので、財源が確保できた頃に改めて考えればいいという話になりかねない。この辺りの話は、事務局に尋ねるのがよいのか、それとも財政収支を推計された部署に尋ねるのがよいかわからないが、これらについての資料はあるのか。

事務局： 計画事業の選択は内部的には実施しているが、先ほど申し上げたように、事業量・事業費まではカウントしていない。当初、この基本計画策定の際には、基本計画の計画事業について、ある程度の予算枠を確保したいと考えていた。しかしながら、これほどの財源不足が生じる中ではなかなか基本計画の計画

事業であるからという理由で、優先的な枠の配分ができるかという大変厳しい状況である。また、A委員から指摘があったように、庁内でセレクトした事業のほとんどは規定経費の事業が多いので、資料の中の歳出に事業費として含まれているものがほとんどである。中には新規事業もあるが、新規事業を新たに行っていくのは大変厳しいと認識している。したがって、現時点で計画事業としてセレクトした事業費・事業量をすべてトータルしているという資料ではないということである。

A委員：確かに、審議会ですべて個別の計画事業を審議していないので、個別に計画事業をすべて積み上げるのは無理だというのはわかるが、やはり議論する大前提として、66の計画事業を仮にピックアップしたら幾らになるのか。そして、それが現行の歳出の既定経費にどれだけ入っているのかを明らかにすべきではないか。「ほとんど」という表現ではわからない。「ほとんど」の部分は一体どこまでなのか。仮にほとんど既定経費に計上されているのであれば、ほとんどの計画事業をぶら下げられるということになる。しかし、そうでないので方針転換が必要であるということであるので、つまり、どれくらい計画事業として予算がつけられそうなのかという積算の根拠はあるのか。それがなければ、よくわからないが予算がなさそうなので方針を変えようということになり、これは審議会の判断としてはいかがなものかと私は思う。やはり、考えを変えるのであればそれなりの根拠が必要である。本日の財政収支見通しは非常によくわかる。本来ならばその中身についても議論すべきだと思うが、仮にこの審議会として、この推計が正しいとしたとしても、その上でどこまで計画事業と既存事業に重なる部分があるのかわからないと、方針を変更したいという提案をいただいても、にわかに説得力を持たないのではないかという印象を正直申し上げて持っている。

財政課長：まず、財政収支見通しの表を説明させていただく。先ほど、事務局が「福祉コミュニティの形成」のレベルで66事業を想定しており、これらがほとんど規定事業であるという話があった。つまり、5年間の369億9,000万円の財源不足が現時点で解決できていれば、これらはそのまま継続事業ということで、その後ピックアップして計画化することもできる。しかしながら、実は平成17年度は、資料17-1の右側にあるように財源不足への対応によって66億5,300万円はとりあえず対処するという形で、来年度予算を組んでいる状況である。これらを実施したとしても、平成18年度以降まだ財源不足があるという状況である。その財源不足を平成18年度以降に解決する時には、計画事業に位置づけたものも場合によっては手をつけざるを得ない状況が出るのではないかと考えている。こうした状況の中で、現時点で計画事業としてきちんと予算化をして発表するのはいいが、その途中でやはりこ

れは見直しをせざるを得ない、できないということは避けるべきではないかということを含めて、先ほどから説明している次第である。いずれにしても5年間の369億9,000万円という財源不足は現時点で解消できておらず、平成18年度以降は既定事業も財源不足を解消するために見直しをせざるを得ない状況が出るということ想定した上での方針変更の提案である。

A委員： 今の説明も非常によくわかるが、よくわからない点があり、やはりある。例えば約370億円の差し引き財源不足が発生しているということであるが、これは仮に計画事業に挙げるのであれば、その差し引き財源不足を捻出する際に、どの計画事業を優先的に残すかという判断を総合計画が与えることになるのである。財源不足額を捻出する際の指針を基本計画が与えることは、それなりに意味があるのではないかと。また、計画に掲げたことが実施できない可能性があるため計画事業の記載をやめようというのであれば、それはそもそも基本計画を立てなければいけないのではないかと。基本計画は策定しなければならないと決まっているわけではないので、財源の余裕ができてから策定すればよいという話になる。計画というものは、確かに策定した以上守りたいというのは当然であるが、財源が厳しかったら守れないというのは当然のことである。にもかかわらず計画に掲げたから全て実施して、財政破綻しろということあまりにも愚かな話で、それはあり得ない。掲げたことを変えたくないという趣旨であれば、はっきり申し上げて、計画を立てないというのが一番いいことになる。そうでないのであれば、財源不足が解消されていないということは必ずしも計画事業を挙げないということの理由にならないどころか、むしろ不足額が解消されていないからこそ挙げなければならないということになる。つまり、財政不足が深刻であるので、とにかく何でもいから経費を切れとなりがちなところを、計画事業として重要なものはなるべく残すという指針を与えるわけであるので、財源不足が解消されてなければいけないほど、計画事業を挙げなければいけないのではないかと。

財政課長： A委員の指摘はよく理解できる。しかし、財政課の立場では、そういう前提で仮に計画事業を発表して、最終的にそれを担保できず、事業が進行できなかったということは、いかなるものかと考え、先ほどの話をした次第である。全体的な考え方の中で、この考え方がおかしいということになれば、再度そういった視点での考え方はあると考えている。

A委員： なかなか問題が難しいが、他の委員の意見はいかがか。

G委員： 質問であるが、先ほどから議論になっている投資的経費の抑制は金額がかなり大きい。この中に、公園整備や学校整備等で既に実施されているものが含まれているとすると、結局、この議論は「数」の問題なのか。それとも、「施策そのもの自体」を削ることもあるということなのか。その辺りが具体的に

見えない。例えば、特別養護老人ホームをいくつか計画しているものを、1個に限定するといった数の問題なのか、それとも計画自体をなくしてしまう方向にあるのか。

事務局： 資料の右側の表で具体的に申し上げると、平成 17 年度では 12 億 8,600 万円の投資的経費の抑制を行うわけであるが、内容としては事業計画を先延ばしする、例えば都市計画道路の整備、丘陵の整備関係といったものを先送りするものがある。また、G 委員が指摘されたように、場合によっては当初計画化していたものを取りやめるといった選択も出てくる。その両方がある。具体的な事業を申し上げられないが、平成 17 年度についてはそういう状況である。また、当然のことであるが、施設建設等にあたっては、建設コストの引き下げといった取り組みをあわせて行っていく。こうした対応で投資的経費をできるだけ抑制していこうという考え方である。

G 委員： 基本的には、例えば特別養護老人ホームをつくりたいという計画があれば、それはなくさない方向に持っていくのか。先送りや数の削減という方向はあるが、完全になくさない計画の方が多いのか。

事務局： 施設整備にあたっては、例えば特別養護老人ホームでは、これまでは区が直営で建設し、運営するものがあつたが、それを社会福祉法人等に任せて、民間の活力を運用する中で整備水準自体は維持しつつ、区の持ち出しを少なくするという方法もあるので、計画化していたものを遅らせる部分はあるが、すべてなくしてしまうことにはなっていないと考えている。

G 委員： そうであるとするならば、大筋ではあまり変わらないのではないのか。

財政課長： 先ほど水島委員が申し上げたのは、要するに、現在進行している特別養護老人ホーム建設や学校の統廃合に伴う新築あるいは改築といったものは財政収支見通しの中に盛り込まれている。しかし、このような財源不足の状況であるので、新たに施設建設を行うのはなかなか難しい状況にあるということである。既に計画化されているものを計画事業として位置づける分にはそれなりに事業は進行していくが、新たにさらにというのは難しいということである。また、通常の一般行政経費でほとんどが既定事業といっても、先ほど申し上げたように、今後まだ財源不足を解決しなければいけない状況があるので、その中で計画事業化しても、それが平成 18 年以降にどうしてもできないという状況になることも財政課の立場からするとあり得るということである。こういう問題も含んでいることも一つの理由として、考え方の変更を提案させていただいた次第である。

G 委員： 既にあるものは何とか規模を縮小してでもやっていくという方向は具体的によく説明されているが、財源がないからやれないというものに関しては具体的な説明がない。そうであれば、基本的には変わらないのではないのかとい

う気がするわけである。私たちは何をすればいいのかがわからない。あれもできない、これもできないから絞り込みをしてほしいというなら、それはそれで考えることはできるが、具体的な例では規模縮小してでも、先送りしてでもやりたいというものばかりで、できないものというのが見えてこない。そうであれば、絞り込みというよりは、この計画のままで良いのではないか。

N委員： 今いわゆる基本計画の分野別の体系が7つ、政策で23個、施策の方向で66個挙げられているが、これはこれで残り、財源的にどうするかというのは、先だって7月20日頃に各部会で議論された「としま戦略プラン」でまさに強弱をつけるのではないかと私は思っている。この収支見通しのようになり得る可能性が高いので、基本計画は基本計画で位置づけながらも「としま戦略プラン」の中で匙加減をつけていくのではないか。

事務局： 事務局としても、すべての計画事業に財政的な裏づけをつけるのが大変厳しいという認識を持っていて、N委員の指摘の通り、7月の部会で審議をいただいた「としま戦略プラン」において重点化を図り、こちらについては予算の裏づけをしていきたいという考えを持っている。

N委員： そうすると、先ほどから理事者サイドがいろいろな質問攻めに遭っているが、どの事業に幾ら予算をつけるかということは我々素人が決断できないまでも、どの施策に選択と集中、強弱をつけるかというのは我々が決める事柄なのではないか。また、「としま戦略プラン」の中では6つか7つの豊島区が抱えている課題という形で、豊島区の地盤沈下、少子高齢化に対応できていないといった課題が挙がっていたのが記憶にあるが、あれを踏まえて基本計画の中でどれに力を入れるべきかということはこの審議会で議論して、行政財政当局もしっかりやりなさいというのが筋なのではないかという気がしている。理事者サイドはこの考えをどう思われるか。

事務局： 事務局としてはそのような考え方をっていて、「としま戦略プラン」について、審議会の委員に審議をいただき、それに対して集中的に予算を担保していくというのが基本的なスタイルと考えている。

森田会長： 確認させていただきたいのであるが、私は部会に参加していなかったもので、必ずしも詳細に把握していないところがあるが、「としま戦略プラン」と基本計画との関係はどうなっているのか、説明をいただけるか。

事務局： 「としま戦略プラン」については、計画期間内に緊急性の高いもの、あるいは優先的に行う事業を、プロジェクトを通して掲げたいと考えており、分野別体系で出てくる計画事業を幾つか束ねたものが「としま戦略プラン」になるという想定をしている。また、区が現在抱えている課題の解決に資するものを効率的に実行していきたいということで、「としま戦略」プランという位置づけで考えている。

森田会長： 再度確認させていただくが、基本計画でいろいろな施策を掲げているが、それを実際にやっていく場合に、より具体的に何を優先するかということについて決めた計画が「としま戦略プラン」ということか。

事務局： そのような認識である。

A委員： 今の「としま戦略プラン」の理解自体が実は前回と変わっている。前回の議論では2つの理解があり、1つは、「たくさんある計画事業は、全部非常に重要で、どれも落とせないのであるが、その中でより重要なもの、つまり上に対して特上をつける」というものであり、もう1つは「全部同じぐらい大事であり、そこには優劣をつけずにおいて、先に実施すると、他の施策や事業に良い波及効果があるものを抽出する」という2つの解釈があった。これらの選択は解決しないままになっている。先ほどの発言では、理事者サイドとしては上と特上に分けるという話、あるいは特上だけにして上はなくしてしまおうという話であり、そういう判断はあり得るかとは思いますが、やはり私が再三疑問に思っているのは、66の計画事業が幾らくらいの予算が必要であり、その中で仮に上か特上を選ぶとしても、特上はどのくらいの予算範囲内で選ぶことができるのかという話が具体的にないと選定することができない。もしかしたら特上と上の範囲が一緒であるかもしれないというG委員の理解が正しいということになる。もしそうでないというのであれば、幾らまで絞らなければいけないのかという見込みが必要である。財源がなさそうなので事業を絞りたいといっても、「としま戦略プラン」を一体どこまで絞っていいのかわからない。つまり、幾らくらいの範囲を「としま戦略プラン」として想定しているのかわからないということである。しかも、資料を見る限り財源がないので、「としま戦略プラン」の財源もないという可能性もあり得る。それはなんとか捻出できるという前提に立って議論しているわけであるが、そうならば幾らくらい捻出し得るものなのかという話がないと、議論の前提を欠くような気がする。2つ目は、66の計画事業の中で莫大な財源が必要なものと、財源はあまり必要でないものが混在しているのではないか。財源がなくとも経費が必要ないのであれば、ソフト事業等は掲げうるのではないか。そこで66の想定される計画事業はどれに幾らくらいかかるのか、それから現在の既定経費に幾らくらい隠れているのか、それから「としま戦略プラン」というものに対してどれくらいの財源が割り当てられそうなのかという、この3つがわからないので、結局感覚としてしか理解できない。財源がないので絞るべきであるというのはよく理解できる。しかし、それは最初からわかっている話であり、たくさんある施策の方向の中から、66に絞るつもりでやってきたわけである。さらに、それがどうも賄えそうもないという話になったのであれば、その根拠となる枠の数字が必要であり、そ

れがなければ、方針の変更は理解できない。私は別にこれまでの方針がいいと言うつもりはないが、変更を決断する以上は根拠があるべきだと思っている。そうでないと、審議会として区民に対して説明がつかない。区側に提案されたので変えましたというだけでは理由にならない。財源がないので変更しましたと言えば、それは最初からわかっていたらという話になる。やはり論理的な理屈が必要である。それが今回提出されていないのが大変残念であるが、それがなければこれ以上の議論は難しいのではないかと。

事務局： まず、「としま戦略プラン」の事業費であるが、今後の収支見通しの中では政策的経費ということで一般財源ベースで1億円の枠を持っている。しかしながら、先ほど申し上げたように、既定経費の中でその一部を使ってしまうものがあるので、それらをトータルしないと正確な数字は出てこないという状況である。再三、A委員から指摘をいただいているように、本日の審議にあたり資料が不足しているということに関しては事務局として大変申しわけなく思っている。今回の審議内容の前提となる資料であるので、早急に用意をさせていただきたい。

森田会長： 一部の委員に発言が若干偏っているようで、他の委員はいかがか。

L委員： 資料 17 - 1にある財源不足の問題であるが、ないものはないというのはすごくよく認識している。区の財政を研究しているNPO法人もあり、いろいろな場面で財政の話を書くのでかなりシビアな状況であるということは認識している。しかし、今までの基本構想のままで良いのであれば、新しい基本構想はいらないわけであるが、今までの基本構想がよくないので新たな基本構想が必要という認識になり、この審議会が始まっているのではないかと。66の想定されている計画事業を進めていく上で、それを達成のための方法論、例えば、財源がないので新たなアイデアで挑戦するしかないわけで、どこまでを公が担い、どこからを民が担うといった考え方、また、現状の施設というハードを生かしながら、機能というソフトを変えることで新たな行政サービスを提供できるなど、こうした考え方で各計画事業を見直していった上で、現在の財源であればどのくらいの事業ができるか、また、幾らあればすべての計画事業が達成できそうなのかということが見えてくるのではないかと。仮にこれらのように知恵を絞っても、財源が足りないということがわかれば、現状ではやはり無理であると理解できるので、事業の選択をしていくことが可能になるのではないかと。しかし、現状では何が可能で、何が可能でなく、各計画事業がいくらかかるのかということがわからないので、「施策の方向」として打ち出した66のカテゴリーが並列であること自体が妥当であったのかという疑問が湧いてきている。既に計画化されている事業とそうでない事業という区別もそうであるが、そういった事業ごとの性質な

どがある程度視覚的にわかると、重要性や実施可能性といった前向きな計画になっていくのではないかと。基本的には「やるべきであれば財源がなくてもやる」という姿勢であるが、現状ではその財源がないので、その中で工夫してでもやるという状況があり、そのやらなければいけないことはせめて何なのか、ここだけは変えていかないと前に向かって進めないというものを明らかにし、その中で優先順位をつけ、無い袖を振って実施できる計画を考えたいと私は感じているが、事務局はその辺についていかがか。

事務局： 当審議会から答申をいただいた基本構想の基本的な考え方は、ただいまL委員の発言にあったように、すべての公共サービスを行政だけで担うのではなく、地域の力、あるいはNPO等との協働によって担っていくという考え方であるので、今指摘されたように、今後もすべての行政サービスを直営で提供していくという考えではないということである。

E委員： 財政状況が厳しいという中での今回の方針転換においては、財政推計シミュレーションを多分実施していると思う。L委員の指摘と重なる部分もあるが、「どういう場合や前提であるところという状況になる」という幾つかのシミュレーションが提出されれば、各委員は理解しやすくなるかと私は考えている。次回、資料を提出していただけるということであるが、一つのパターンの資料ではなく、民との分担によって財政推計がどのくらい変わってくるのかというように、いくつか異なる場合、前提のシミュレーションが提出されると議論のたたき台として利用しやすいのではないかと印象がある。

I委員： 方針変更に至る途中経過がよくわからないのであるが、A委員をはじめ各委員が指摘されていることはすべてその通りであると考えている。委員としては財政難で財源が不足しているという状況を理解し、その中でいかに知恵を絞り出すかということについて全面的に協力するつもりで議論してきている。それに対して区が基本計画の方針転換をするという申し入れの本音のところは何なのかがよくわからない。本日の資料をみると、各委員が指摘しているように本年度の財源不足額への対応として、投資的経費等の抑制が最も大きくなっており、この他、事務事業の見直し、事務事業の休廃止なども大きくなっている。しかしその前に、こういう財政的裏づけのある計画を考えるための基本的な資料がないので、もう一度資料を出していただいてから議論をしないと議論が空回りするだけで、あまり実行性がないのではないかと。

事務局： 財政収支見通しの中で想定している投資的経費等についての資料は存在しており、確かにその資料がないと優先度の判断もできないと思われるので、次回の審議会に用意させていただく。

J委員： この審議会が発足した当初から財政状況が右肩下がりであるという話であった。そうした前提で推計を実施したにもかかわらず、既に8%、9%も狂

っている。推計のずれが大きすぎる気がする。これだけ推計を狂わせた区財政の変動要因がどの辺にあるのかよくわからない。景気が去年と今年で比べてそれほど変わったとも思えないし、区民が大幅に移動したとも考えられない。区民が急に何歳も年取ったわけでもない。であるのに何でこれだけずれたのか。本日の資料だけで「これだけ当初から変わりました」と言われ、「はい、わかりました」で見直しというのはおかしくないか。

I 委員： 我々の頭には基本的な財政事情に対する具体的な数字が入っていないという状況であるが、最近の新聞では、東京都の税収が増加するという記事があるなど、私が見ていても街の景気は少しずつであるが回復してきている気がする。街の商店街も何となく明るくなってきたなと思っている。こうした状況にある東京都の中で、豊島区の財政状況は依然として厳しくなるという予測になっている。予測はまた変更されると思うが、東京都全体としてはかなり税収が改善されている状況の中で、豊島区がこの流れに乗ることができていない、つまり、構造的に税収を改善することが難しい理由がわかるデータを示していただかないと、区議会議員である委員の方や理事者サイドは理解されているかもしれないが、我々は正直申し上げてわからない状況である。

H 委員： 資料 17 - 1 は今後 5 年間の収支見通しであるが、その先についても劇的に財政状況が改善するとは考えられない。赤字が増幅しているかもしれないし、多少良くなったとしても劇的に赤字が解消することは考えにくい。そうすると、A 委員が提案されたように、何も計画を立てなければよいという話にもなる。そうすれば赤字は増えないし、計画を立てても実施できなければ絵に描いた餅で、かえって区民の不信を招くということが当然考えられる。しかし、まだ基本構想にかかわる計画事業が示されていないので、どのぐらいの予算がかかるのかということも、我々には全然わからない。予算のことはあまりよくわからないが、投資的経費の中にはもう既に決まっていて、あるいはもう策定されていて、その方向で行っているものでも、先延ばしできるものもある。縮小できるものもある。あるいは、少し条件を変えて行えるものもある。こうした場合別にどうなるかというシミュレーションを示していただかないと、本日の資料の数字だけでは、I 委員が指摘されたように我々にはわからないところがある。また、事業計画については、その事業にかかる予算規模を自分で考えるのは難しい。そこで、投資的経費では、既に今後 5 年間で、継続的に使われるのがどれで、その内、どうしようもないもの、どうにかなる可能性のあるもの、といったものを資料としてこの次に出していただきたい。そして、現在進行している事業が基本計画とどのように絡んでいるかもあわせて示していただきたい。そうすることで、生かし得るのが何かということを考えられるのではないか。少しここは具体的に提示していた

だきたい。

- J委員： 今の議論には直接関係ないかもしれないが、5年間の収支計画は、一般に企業では5年計画、もしくは3年計画を策定するのは当たり前であり、それは策定するのであるが、見直しを5年後行うということはありません。毎年毎年予測との差が生じるのであるから、予算を調整して見直すわけである。10年スパンの計画は必要であるが、絶対に毎年毎年ローリングさせる必要がある。その仕組みを委員会として全体でやるのか、体系として事業が策定されたら、あとは体系ごと、事業ごとに調整していく範囲で済むような形にしていくのかは進め方の議論であるが、いずれにしても収支計画が一度決まったからといって計画期間中に見直さないということは得ない話である。
- I委員： H委員は、今後も財政状況が劇的に改善することはないと断言していたが私はそうでもないと考えている。路面電車建設が実現すれば随分変わるだろうし、第2東京タワー建設というような話もある。豊島区が元気になって、よくなることを考えようとここに集まっているのであるから、劇的に変わることはないといわれると議論の前提がなくなってしまうような気がする。
- H委員： これだけの膨大な赤字を一気に解決するというのは無理であると私は考えている。さて、赤字はなくなっている状況が最も良い訳であり、あるいは、きわめて少額の赤字であれば新規事業もしやすい。それは我々の家計を考えても全く同じであるのでよくわかるが、一体区はどのぐらいの赤字までなら耐えられると考えているのか。国も多くの赤字を抱えているが、国債等を多額に発行している。それでも、国はつぶれていない。一時期、財政赤字が膨大になり、イタリアはつぶれると言われたことがあるが、国はつぶれていない。アメリカも同じような状況があった。もちろん、赤字が出ないことに越したことはないが、基本計画を立てて、区民に夢を与え、よりよい生活環境を生み出すためには、幾らぐらいまでの赤字は仕方ないと考えているのか。もちろん赤字をやたらに垂れ流していいとは思わないが、「できない、できない」では基本構想の意味が何も生まれてこないという気がする。
- Q委員： 先日送付していただいた資料の議事次第には、「新たな基本計画策定の考え方について」の他に「としま戦略プラン」も挙がっていたが、後者については本日の議題には挙げられていない。前回の部会で「としま戦略プラン」について議論したが、議事録をみると、両部会とも各委員の思いがなかなか一致しないところがあり、また、「としま戦略プラン」自体がよくわからないところもあったが、前回の議論を受けて区はどう考えていきたいという意向はあるのか。「としま戦略プラン」はどうなっているのかというのが1点である。もう1点は財政収支見通しについてである。先ほど、J委員も指摘されたが、ものすごく簡単に推計が変動している。例えば、今年2月の予

算に関する議会の審議のときには、5年間で308億円足りないという推計であった。それが今回は370億円と62億円増加している。先ほど、その増加分については、水島委員から説明があり、義務的経費が大きな要因で、生活保護や国民健康保険や介護保険の繰出金といった話が挙げられた。社会全体では、確かに多少株も上がり、楽天やライブドアなど、景気のよい企業もあるようであるが、実際の生活はかなり苦しくなっている。例えば、特に中小企業では、退職して国民年金だけであると月10万円弱で暮らさなければいけないが、それは難しいので結果的に生活保護になるという人もいる。あるいは、商売を失敗した場合もそうなるのは仕方がないという状況である。私に言わせれば、国の政治が悪いからそういった人が脱落していくのであって、この部分のセーフティネットとして国がしっかりとやっていくのは当然であると思っている。国民健康保険の繰出金が増加したという話があったが、この背景には制度改革があり、老人保健で医療を受ける対象年齢が70歳から75歳以上に引き上げられ、国民健康保険の加入者の対象年齢が75歳に引き上げられたのである。こうした制度改革はある頻度で行われているので、きちんと気を払っておく必要がある。資料では、特別区税は増加するという推計であるが、こうした制度改革等による影響もあり、財政は逼迫した状況が続くことになっている。それからもう一つは、先ほど指摘があったように、例えば第2東京タワーを建設し、誘致企業が立地しても、市町村税の法人分はいわゆる財政調整税の一つであり、また、建物が建設されたので固定資産税が増加すると期待しても、これも東京都にいったん入り、それが調整され、各区に配られるため、きちんとその分が配分されているかどうかという部分には疑問が残る。そういう点を跳ね返していかないと、結局財源がないから事業を削るという発想だけになってしまう。それは寂しいと各委員も本音では思っていると思うので、こうしたところにもきちんとメスを入れてやっていかなければいけないと考えている。また、私が心配しているのは、今回の基本計画の事業において、財源がないという理由でサービスレベルが低下するということである。特に私が所属していた第1部会では、サービスレベルは下げずに実施してほしいという意見が強かった。しかし、財政再建が優先課題となり、「としま戦略プラン」の第1の課題となると、サービスレベルの低下という可能性もあり、私はそれを大変心配している。この点以外は、各委員が指摘されているように、計画事業の事業費を示していただかないと良い意見も申し上げられないということである。

森田会長： ありがとうございます。まだ、発言のない方はいかがか。

D委員： 問題点は大体指摘され、特にA委員からロジカルな指摘があったので、私としてはエモーショナルな点だけ指摘させていただく。やはり、これまでの審

議では、基本計画は最終的にある程度、計画事業の形でまとめることを前提にしてきているので、仮に方針転換を行うのであれば、それなりの理由をしっかりと示す必要がある。この審議会の議事録は公開されるわけなので、区民に対して説明を果たしていかなければならない。その辺も含めて今後またきちんと議論する方向でお願いしたいと感じている。

F 委員： これまでこの審議会では各委員が一生懸命、豊島区をどうしたらいいのかということで議論してきた。それが突然、財源がないからもう1回審議し直すという訳にはいかないの、今後はどういう配分でこの計画を実現していくかということを各委員は考え、発言し、区民に豊島区に住んでいてよかったと思えるような内容にしていくべきである。改めて考え方を変えるということではなく、今まで積み重ねてきたものを有効に審議すべきである。

森田会長： ありがとうございます。一通り、意見を承っているが、追加の意見はあるか。

水島委員： A委員などから資料不足という指摘があり、確かに資料不足で審議をお願いするのはまずかったと考えている。きちんとした資料を揃え、再度審議をいただきたい。また、方針転換の本当の理由は何なのかというI委員からの質問があったが、既に説明したように、現在の財政状況下で計画事業を列挙しても、実行できずに終わってしまう可能性が高いということがあり、それはよい形ではないという考えから、本日方針転換を申し上げた次第である。本日の資料に戻ると、事務局から申し上げたように、例えば現在予算編成を行っている平成17年度では、66億5,300万円という財源不足を、資料の右側に示した財源対策により補填するといった状況である。この中には、投資的経費等の抑制が約13億円盛り込まれているので、現在、投資的経費は80億300万円見込んでいるが、そこから13億円を差し引いた67億円の事業量しか実施できない状況である。例えば、平成18年度についても86億円足りない状況であり、特に歳入が増えなければ、歳出を削り帳尻をあわせるしかなくなるので、計画事業を掲げても財源が不足すると、例えば投資的経費の87億2,000万円を50億円や60億円に圧縮して予算編成をしていくほかなくなってしまう。投資的経費に限らず、一般行政経費においてもさまざまなソフト事業があり、それらも次々に休廃止していくということになると、仮に計画事業としてさまざまなものを掲げても、ほとんど実行できない結果になってしまう恐れがある。そうした状況は好ましくないと考え、思いきった方針転換をすべきではないかという判断にたち、本日申し上げた次第である。なお、先ほどJ委員から指摘された財政収支推計の見直しについてであるが、これは当然見直しを節目ごとに実施しており、最低でも年に2回は見直しをしている。予算編成が終了したら、その編成した予算をベースにその後の推計を実施し、決算が終了したらその決算をベースにその後の推計を実施して

いる。しかし、最近実施してきた推計では、悪い方向へどんどん数字が大きくなっていく状況である。これから景気が上向くかどうかはわからないが、現状では、区歳入の大きな柱になっている特別区税と財政調整交付金をあわせ約 500 億円であり、それほど今後も増加しない推計となっている。この辺の財政収支は、予算編成終了段階で改めて実施するので、それらと事務局が想定している計画事業の事業費をぶら下げるとどうなるのかという資料を次回に提出させていただき、意見をお願いできれば幸いである。

森田会長： ありがとうございます。会長として私もどうまとめたらいいか非常に困惑しているが、少し原則的なことを申し上げる。当然のことであるが、限られた資源を一番有効に使うためにそれぞれの事業間の体系性、そして時間軸で見ると将来にわたっての事業の体系性、これらを一つの図式として表すものが基本計画であると教科書には書かれている。単にやりたい事業だけを列挙していくということでは計画の意味がなく、あくまでも利用可能な資源をきちんと予測し、その範囲内で最も有効な形でどう事業を組み立てていくかというのが計画となるわけである。その点からみると、先ほどから各委員が指摘しているように、可能な限り計画事業を実現するということは大変重要なことである。この審議会で計画を立てることは、将来の豊島区の姿について一つの絵を描き、それを現在可能な資源の中でどうやればうまく実現できるのかを考え、事業間の関係、あるいは時間軸の関係について絵を描くということである。当然のことながら審議会の答申として区長に渡す際には、区民の方に対する一つメッセージとして、我々が考えるあるべき豊島区の姿とその計画で実施する事業はそれなりの実現可能性があるというものでなければならぬ。したがって、その予測の前提が変わると、最初から実現可能性のないもの、低いものをメッセージとして発表することになり、この審議会のあり方が根本から問われることになりかねない。ただし、ある時点において予測を立て、その予測をベースにして将来を考え、事業を考えるわけであるから、当然のことながらその後の推移によって予測が変わってくる。変わった現実に伴い、計画どおりに実現できないことは当然あり得る。それは先ほど委員が指摘されたように、ローリングシステムによって見直していくことが必要であるが、少なくとも策定した時点で成り立たない前提で計画を答申するということは審議会としてはいかなるものかと思わざるを得ない。その意味でいうと、この時点で計画を修正することについて腑に落ちないところも委員の中にはあるかと思うが、区の予測としてこの推計が前提として提出された以上、これをベースとして見直していく必要もある。これらを相入れると、そこはこれから資料を提出していただいた後、審議せざるを得ないが、ゼロベースで考え直す、あるいは実現可能なメッセージとして区民の

方に発表する以上、今の体系をどう修正できるのか、その辺について次回、もう少し前向きな方向が出せるような形で議論いただかざるを得ないのではないか。その場合、既に投資的経費、あるいはその他の事業経費の中に、これまでの議論してきた計画の計画事業がある程度盛り込まれているという話があったが、これはA委員の指摘の通りである。しかしながら、その範囲がどこまでなのかということがわからないと議論することができない。今回の我々の計画案がすべて新規事業だとは思わないが、仮にすべて既存の計画、事業計画の中に盛り込まれているとすると、何のために計画を立てるのかという話になりかねない。この辺について66の計画事業も含めて精査した形で議論いただく必要がある。なるべく、これまで積み重ねてきた審議の結果を無駄にしないのであれば、今ある事業の再評価とその組みかえによって、この計画を生かすというのが一番いいやり方ではないかと考えている。この辺りの資料を作成していただき、次回議論をさせていただきたい。今後、どういった方向を打ち出していくかということについては、もちろんここで審議いただくが、原案を事務局と会長、部会長の間で少し検討させていただければと思っている。なお、財政事情について申し上げますと、私も若干地方財政に最近かかわっているが、いかに景気が好転しようと、東京都も、日本全国でも、好転した分は新規事業に追加投資ができるかということ、その余地は非常に限られている。どこに向けられるかということ、過去の借金を減らすという方向に向けざるを得ない。その意味でいうと、利用可能な経費はどんどん減らさざるを得なく、増やすことはまず不可能であるという状況である。少なくとも平成17年度については、66億5,300万円について財源対策するということであるが、厳しい行財政改革の取組を実施しても34億円の削減にとどまっており、その他の義務教育施設整備基金の活用と財源対策は率直に申し上げて臨時的なものであり、かなり無理をして算出されているはずである。内訳はよくわからないが、そういう気がする。この状況を今後5年間続けていくことが果たして可能かどうかということについてはわからないが、大変厳しいものがあるのではないかと。もちろん財政当局としては、計画を立てる段階では財源が不足しているとは言いが、本当に財源が工面できないと言うのはなかなか難しい。例えば、平成18年度では86億4,700万円の財源不足となっているが、この手当が本当にできるのかどうか。できない場合には今の話にもあったように、再度、削らざるを得なくなる。それは相当厳しいわけであり、計画は別に新しいものをつくるのだけではなくて、何を切るのかというのも計画である。地方財政も含めて、最近話題になっているのは「サステナビリティ、持続可能性」ということである。どんどん借金を重ねてやっていくというのはもはや限界に来ているのではないかと。その意

味でいうと、歳入と歳出をどうやって合わせていくかという観点から財政計画を立てなければいけない。この審議会は財政構造改革の計画を立てる場所ではないので細かい財政構造について議論し、何を削るべきかであるかということは言う必要はないが、少なくとも事業内容として、どこに重点化するのか、どこを削るのかを議論する必要はある。今までの既存の事業を見直すことによって、あるいは既存事業の中にこの計画で盛り込んでいる事業がどの程度組み込まれているのか、といったことについて詳細なデータを作成していただき、それをベースにして審議するということではどうか。この形でまとめさせていただければと思っているがいかがか。

I 委員： せっかくこれだけの委員を長時間拘束して審議をしている訳である。しかし本当のことを話し合うにはこの人数は最適な規模ではない。そこで、事務局と会長及び専門委員の方々を含めても結構なので、審議に入る前に議論し、例えば1時間半でこれだけは各委員に理解してもらい、これだけは諮るといぐらいの熱意がないと、繰り返し基本的なところの議論になってしまい、深い審議ができない。大変だとは思いますが、もう少し審議会に議題を出す前に、熟考してはどうか。そこをもっと工夫しないと、いつまで経っても議論が深まらない。これを改めてお願いしたい。

森田会長： 会長としても、もう少し事前の準備が必要で、努力もすべきであったと反省している。これからはそういう資料作成を含め、方法を検討させていただきたい。それでは、本日はいろいろと新しい提案があり、それについて各委員の意見を伺い、とりまとめるというところまではいかなかったが、今後、どのような方法でまとめていくのかという方向については了解いただいたと思うので、本日はこれにて審議を終了させていただきたい。長時間、審議いただきありがとうございます。本日は閉会するが、次回の予定については、資料作成の都合等もあるので、改めて事務局から日程調整をさせていただくということで理解をいただきたい。よろしいか。では、お疲れさまでした。

閉会

会議の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事（１）新たな基本計画策定の考え方について、次回継続審議を行う ・ 開催日程 後日、事務局にて調整
提出された資料等	<p>【配布資料】</p> <p>17-1 基本計画期間の前半期の財政収支見通し</p> <p>参考資料 豊島区基本計画 分野別体系・すべての体系に共通する指</p>

	針
その他	